八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付要綱改正内容 新旧対照表

八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市補助金等交付規則(平成元年規則第 2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、協働のま ちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的に行う本市の まちづくりの課題解決に向けた取組みに対し、八潮市協働のま ちづくり推進事業助成金(以下「助成金」という。)を交付す ることについて、必要な事項を定めるものとする。

旧

(定義)

- 第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活 | 第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活 動法人、ボランティア団体その他の自主的に社会貢献活動(当 該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。)を 行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの とする。
 - (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
 - (2) 5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住、 在勤又は在学していること。
 - (3) 団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
 - (4) 適切な会計処理が行われていること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体でない こと。

新(令和2年4月1日より施行)

八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付要綱

(定義)

- 動法人、ボランティア団体その他の自主的に社会貢献活動(当 該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。)を 行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの とする。
- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住、 在勤又は在学していること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体でない こと。
- (6) 八潮市暴力団排除条例(平成25年条例第8号)第2条第

(助成事業の要件)

- 第3条 助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)と は、次に掲げる事業のいずれかに該当する公益性のあるものを いう。
 - (1) 健康及び福祉の増進に関する事業
 - (2) 子どもの健全育成に関する事業
 - (3) 安全安心な地域づくりに関する事業
 - (4) 景観美化、環境保全に関する事業
 - (5) 観光及び産業の振興に関する事業
 - (6) 芸術、文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関する事業
 - (7) その他本市のまちづくりに関する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するも のは、助成事業の対象外とする。
- (1) 営利目的又は報償を受けて行うもの
- (2) 本市若しくはその他の団体等から当該事業に対して、別に 補助金等の財政的支援又は委託を受けて行うもの
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的として行うもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの (助成事業の期間)
- 第4条 助成事業の事業期間については、原則として単年度とす る。

(助成対象経費、助成額等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、第3条に規定する事 | 第5条 助成金の交付の対象となる経費は、第3条に規定する事 業の実施に要する経費(団体の運営のための経費を除く。)で

1号に規定する暴力団又は構成員に同条例第2条第2号に 規定する暴力団員若しくは同条例第3号に規定する暴力団 関係者と関係する団体でないこと。

(助成事業の要件)

- 第3条 助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)と は、次に掲げる事業のいずれかに該当する公益性のあるもの (定期的又は恒常的に行われているものを除く)をいう。
 - (1) 健康及び福祉の増進に関する事業
 - (2) 子どもの健全育成に関する事業
 - (3) 安全安心な地域づくりに関する事業
 - (4) 景観美化、環境保全に関する事業
 - (5) 観光及び産業の振興に関する事業
 - (6) 芸術、文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関する事業
 - (7) その他本市のまちづくりに関する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するも のは、助成事業の対象外とする。
 - (1) 営利目的又は報償を受けて行うもの
- (2) 本市若しくはその他の団体等から当該事業に対して、別に 補助金等の財政的支援又は委託を受けて行うもの
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的として行うもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの

(助成対象経費、助成額等)

業の実施に要する経費(団体の運営のための経費を除く。)で

あって、別表に定めるものとする。

- 2 助成金は、前項に規定する助成対象経費の2分の1を限度と する。
- 3 助成金の額は、1件当たり10万円以内とし、千円未満の端 数が生じた場合はその端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする市民活動団体の代表者 | 第6条 助成金の交付を受けようとする市民活動団体の代表者 (以下「申請者」という。)は、八潮市協働のまちづくり推進事 業助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を 添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならな V
- (1) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金収支予算書(様式 第2号)
- (2) 団体概要書(様式第3号)
- (3) 団体の定款、規約、会則等の写し
- 2 前項の申請は、原則として、1団体当たり1会計年度につき 1事業とする。ただし、市長が特に認める場合にあってはこの 限りでない。

あって、別表に定めるものとする。

- 2 助成金は、発足後3年を経過した団体については、前項に規 定する助成対象経費の3分の2を限度とする。
- 3 助成金の額は、発足後3年を経過した団体については、1件 当たり10万円以内とし、発足後3年に満たない団体について は、1件当たり5万円以内とする。なお、千円未満の端数が生 じた場合はその端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

- (以下「申請者」という。)は、八潮市協働のまちづくり推進事 業助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を 添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならな V)
- (1) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金収支予算書(様式 第2号)
- (2) 団体概要書(様式第3号)
- (3) 団体の定款、規約、会則等の写し
- 2 前項の申請は、原則として、1団体当たり1会計年度につき 1事業とする。ただし、市長が特に認める場合にあってはこの 限りでない。
- 3 前項の申請は、原則として、発足後3年を経過した団体は、 第12条の規定による助成金の交付を受けた場合については、 当該交付を受ける年度の翌年度の申請はできないものとする。 ただし、市長が特に認める場合にあってはこの限りでない。

(助成金の交付決定及び条件)

第7条 市長は、前条の規定による申請について、八潮市市民活 省略

動推進委員会の意見等を踏まえ助成金交付の可否を決定し、八 潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付決定通知書(様式第 4号)又は八潮市協働のまちづくり推進事業助成金不交付決定 通知書(様式第5号)により通知するものとする。なお、次の 各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 助成事業の内容の変更(市長が軽微であると認める変更を除く。)又は経費の配分の変更(助成対象経費の総額の20パーセント以下の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成金は、当該助成事業以外の目的に使用しないこと。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 2 助成事業を実施する市民活動団体(以下「助成事業者」という。)は、助成金の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類について、助成金を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(事業変更等の承認申請)

- 第8条 助成事業者による前条第1項第1号の規定に基づく承認の申請は、次の各号に掲げる書類により行わなければならない。
- (1) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金変更申請書(様式第6号)
 - (2) その他市長が必要と認めるもの (変更等の承認等)
- 第9条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、

八潮市協働のまちづくり推進事業助成金変更承認(不承認)通 知書(様式第7号)により当該助成事業者に通知するものとす る。

(事業の実績報告)

- 第10条 助成事業者は、助成事業完了(中止又は廃止の承認を 受けたときを含む。)の日から起算して30日を経過した日又 は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに、八潮市協働 のまちづくり推進事業助成金実績報告書(様式第8号) に次の 各号に掲げる書類を添えて、市長に助成事業の実績を報告しな ければならない。
 - (1) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金収支決算書(様式 第9号)
 - (2) その他市長が必要と認めるもの (助成金の額の確定通知)
- 第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の内容を審査し、 省略 適正に実施されたと認めるときは、八潮市協働のまちづくり推 進事業助成金交付額確定通知書(様式第10号)により通知す るものとする。

(助成金の交付時期)

- 第12条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業が 完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に 必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部 又は一部を交付することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようと するときは、八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付(概 算払)請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならな

(事業の実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業完了(中止又は廃止の承認を 受けたときを含む。)の日から起算して30日を経過した日又は 当該年度の2月15日3月末日のいずれか早い日までに、八潮市 協働のまちづくり推進事業助成金実績報告書(様式第8号) に次 の各号に掲げる書類を添えて、市長に助成事業の実績を報告しな ければならない。

V)

(助成金の返還)

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

以降、別表及び様式(省略)

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

以降、別表及び様式(省略)